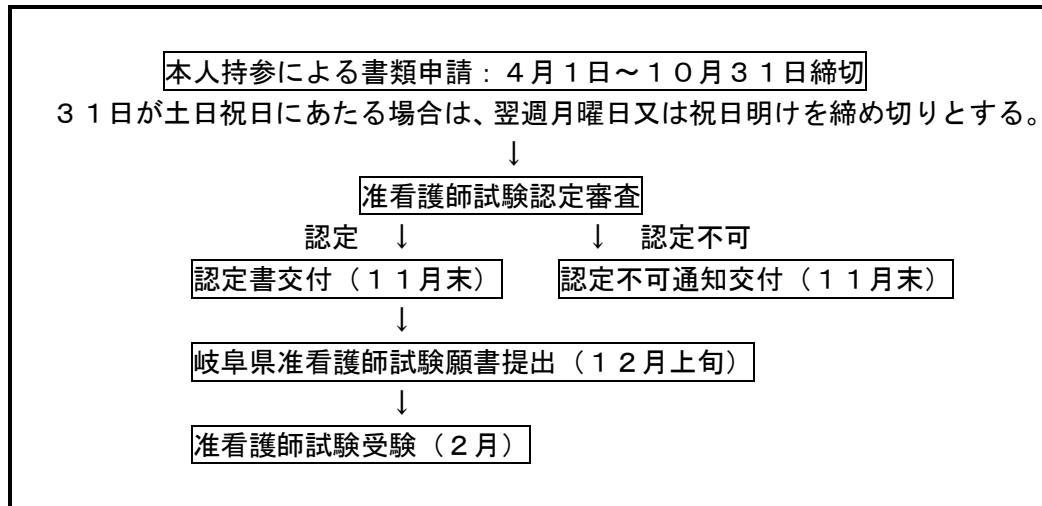


令和7年度外国の看護師学校養成所を卒業した者、又は外国において看護師免許を取得した者の岐阜県准看護師試験受験資格認定に関する要領

外国の看護師学校養成所を卒業した者、又は外国において看護師免許を取得した者が、日本で准看護師試験を受験するためには、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号に基づき、都道府県知事の認定が必要とされる。岐阜県准看護師試験受験資格認定の手続き及び審査方法は、次のとおりとする。



1 審査対象者

外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、岐阜県が実施する准看護師試験の受験資格を得ようとするもの

2 審査方法

審査対象者から申請書類により、審査対象者が日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上であるか否かについて、以下の認定基準に基づき審査を行う。

3 認定基準

下記の（1）から（8）までの認定基準を満たした者に対し、岐阜県准看護師試験受験資格認定を行う。

（1）外国における看護師学校養成所の修業年限

ア 外国看護師学校養成所の入学資格

中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又は同等と認められる者

イ 外国看護師学校養成所の修業年限

2年以上

ウ 看護師学校養成所卒業までの修業年限

11年以上、又は同等と認められる者

（2）教育科目の履修時間

履修時間の合計が1,890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

（3）教育環境

日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。

(4) 当該国の判断

当該国又は、州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。

(5) 外国看護師学校養成所卒業後、当該国の看護師免許取得の有無

原則として取得していること。

(6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験又はこれと同等の制度が確立されていること。

(7) 日本語能力

日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験 N1 の認定を受けていること。

(8) 准看護師資格取得後、岐阜県内の医療機関等で就労予定であること。

4 提出書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課へ提出すること。申請書類の受理は申請者本人と対面で行うことから事前予約が必要である。

※郵送または代理による申請は受理しない。

(1) 岐阜県准看護師試験受験資格認定申請書（様式 1）

(2) 岐阜県准看護師試験受験資格認定申請理由書（様式 2）

(3) 履歴書

学歴については、日本の小学校に相当する学校から看護師学校養成所卒業まで、入学・卒業年次を各々の学校について西暦で記入すること。また、職歴についてもできるだけ詳細に記載すること。

(4) 在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）、又は、日本国籍を有する者の場合は戸籍抄本または戸籍謄本

※申請前 6 ヶ月以内に発行されたものに限る。

(5) 医師の診断書（様式 3）

※日本の医師資格を有する者により、申請前 1 ヶ月以内に発行されたものに限る。

(6) 写真（様式 4）

※ 6 × 4 c m のもの 1 枚。申請前 6 ヶ月以内に脱帽正面で撮影したものに限る。

(7) 外国で取得した看護師免許証の写し

(8) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書

(9) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書

(10) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書

(11) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目ごとの教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（教育課程、シラバス等）

当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載すること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クォーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。

(12) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 4 における教育内容と卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（様式 5）

ただし、学校側又は本人より同様の書式で作成されたものでも可。

なお、教育内容は基礎科目、専門基礎科目、専門科目の別がわかるように記載すること。

また、講義と臨地実習を区別すること。

※対照表記入方法を参照すること。

(13) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式6）

※卒業当時の状況を記載し、「 年 月 日時点」の日付もその当時のものであること。

(14) 外国で外国看護師免許を取得した者にあつては、その根拠法令の関係条文の抜粋

(15) 卒業した外国看護師学校養成所のパンフレット（当該学校養成所が当該国、州政府等により正式に認可等されたものであることを示す証明）

(16) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し

(17) 准看護師資格取得後は、岐阜県内の医療機関等で就労予定である証明書（様式は任意）

5 認定審査結果の通知

審査結果については、認定書若しくは、認定不可通知書を11月末に交付する。なお、認定不可の場合は、認定不可の理由を説明のうえ、手渡しにて交付する。

〔作成上の注意〕

1. 提出書類の部数は1部。
2. 住民票については（本籍（外国籍の者の場合は国籍等））が記載されており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものを提出すること。
3. (1)、(2)、(5)、(6)、(12)及び(13)は、所定の様式によること。
4. (12)は日本語で記載すること。
5. (13)は、卒業当時の状況を記載すること。
6. 添付書類のうち、外国語で記載されているものは、すべて日本語訳を添付すること。
7. (7)～(11)及び(13)～(15)については提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。注意：当該国の大使館、領事館とは、外国に所在する日本国の大使館及び領事館ではない。
8. (7)～(10)及び(16)の書類については、各原本を持参すること。（原本は照合後に返還する。）
9. 申請書類等の問い合わせに関しては、学歴や履歴内容等、申請者本人とやりとりすることが望ましい内容が含まれるため、申請者本人が行うこと。

〔申請時の注意〕

1. 4月1日～10月31日の7ヶ月の間に申請を受け付ける。
2. 書類申請の際は、必ず事前予約を行うこと。予約をせず来庁した場合、対応できないので注意すること。申請締め切りに間に合わないことがないように、早めに予約すること。
3. 認定申請（書類提出）日時の予約、認定申請は必ず申請者本人が行うこと。郵送及び代理による申請は受理しない。
4. 書類に不備があった場合は受理できないため、再度来庁が必要となる。遠方から来る際には日程に余裕を持つこと。
なお、申請前にはチェックリストを用い、自身で書類がそろっていることを確認すること。
5. 申請書類以外に写真付きの身分証明書、印鑑、筆記用具を持参すること。